#### 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 11 月 18 日 (下線部分変更)

新

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に 掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。

 $1 \sim 3$  (現行どおり)

4 会社内容説明書

店頭取扱有価証券に係るものについ ては店頭有価証券規則第5条の要件 を、金商法第2条第1項第8号に規定 する優先出資証券及び同項第11号に規 定する投資証券又は新投資口予約権証 券(以下「投資証券等」という。) に係 るものについては第6条第4項の要件 をそれぞれ満たした、本条第7号に規 定する取扱会員及び第8号に規定する 準取扱会員(以下「取扱会員等」とい う。) 並びに当該取扱会員等が金融商品 仲介業務(定款第3条第9号に規定す る金融商品仲介業に係る業務をいう。 以下同じ。) の委託を行う特別会員及び 金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際 の説明資料をいう。

#### 5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第2条第4号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。以下第6条第2項において同じ。)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 (現行どおり)

#### 7 取扱会員

店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券等(以下「店頭取扱有価証券等」という。)をグリーンシート銘柄等として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に 掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。

 $1 \sim 3$  (省 略)

4 会社内容説明書

### 5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第2条第4号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。以下第6条第2項において同じ。)、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 (省略)

#### 7 取扱会員

店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券(以下「店頭取扱有価証券等」という。)をグリーンシート銘柄等として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委

新 旧

委託を行う特別会員及び金融商品仲介 業者とともに当該グリーンシート銘柄 等の投資勧誘を行うことができると同 時に本協会の規則の定めるところによ り義務を負うものとして本協会が指定 した会員をいう。

8~10 ( 現行どおり )

# (優先出資証券及び <u>投資証券等</u>に関する読替え)

第3条 この規則の規定を優先出資証券 及び投資証券等に適用する場合において、この規則の規定中「発行会社」とあ るのは「発行者」と読み替えることとす る。

#### (グリーンシート銘柄の区分)

- 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘 柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、 取扱会員となろうとする会員の届出に基 づき、次の各号のとおり区分することと する。
  - 1 エマージング

取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する<u>株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)</u>を指定する区分

- 2 (現行どおり)
- 3 投信・SPC

投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する区分

## (グリーンシート銘柄等の指定条件)

第 6 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取 扱会員となる予定の会員を定めた場合 は、当該代表取扱会員となる予定の会 員。以下この項において同じ。)がグリー ンシート銘柄等として第9条の届出を行 おうとする有価証券は、次に掲げるすべ ての基準を満たしていなければならな 託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

8~10 (省略)

## (優先出資証券及び <u>投資証券</u>に関する読替 ぇ)

第3条 この規則の規定を優先出資証券 及び投資証券に適用する場合において、 この規則の規定中「発行会社」とあるの は「発行者」と読み替えることとする。

#### (グリーンシート銘柄の区分)

- 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘 柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、 取扱会員となろうとする会員の届出に基 づき、次の各号のとおり区分することと する。
  - 1 エマージング

取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する<u>株券等</u>を指定する区分

- 2 (省略)
- 3 投信・SPC

投資証券及び優先出資証券のうち、 取扱会員となろうとする会員において 第7条に規定する審査を行った結果、 適当であると判断されたものを指定す る区分

#### (グリーンシート銘柄等の指定条件)

第 6 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取 扱会員となる予定の会員を定めた場合 は、当該代表取扱会員となる予定の会 員。以下この項において同じ。)がグリー ンシート銘柄等として第9条の届出を行 おうとする有価証券は、次に掲げるすべ ての基準を満たしていなければならな 新

旧

V10

1 発行会社が株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券等である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)。

2~4 ( 現行どおり )

2 (現行どおり)

- 3 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券等は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。
  - 1・2 ( 現行どおり )
- 4 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、 次に掲げる要件を満たしたものとする。
  - 1 (現行どおり)
  - 2 財務諸表又は連結財務諸表が金商法 第193条に規定する内閣総理大臣が一般 に公正妥当であると認められるところ に従って内閣府令で定める用語、様式 及び作成方法、特定目的会社の計算に 関する規則(当該有価証券が優先出資 証券である場合に限る。)又は投資法人 の計算に関する規則(当該有価証券が 投資証券等である場合に限る。)に準拠 して記載されていること。

3 (現行どおり) 5・6 (現行どおり)

#### (売買及び受渡し)

第24条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 グリーンシート銘柄等の店頭取引の受渡しは、当該店頭取引に係る株券、新株 予約権証券、新株予約権付社債券、優先 出資証券、投資証券又は新投資口予約権 証券をもって行わなければならない。

4~8 (現行どおり)

付 則

V10

1 発行会社が株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)。

2~4 (省 略) **2** (省 略)

3 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。

1 · 2 (省略)

4 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、 次に掲げる要件を満たしたものとする。

1 (省略)

2 財務諸表又は連結財務諸表が金商法 第193条に規定する内閣総理大臣が一般 に公正妥当であると認められるところ に従って内閣府令で定める用語、様式 及び作成方法、特定目的会社の計算に 関する規則(当該有価証券が優先出資 証券である場合に限る。)又は投資法人 の計算に関する規則(当該有価証券が 投資証券である場合に限る。)に準拠し て記載されていること。

3 (省 略) **5·6** (省 略)

#### (売買及び受渡し)

**第 24 条** ( 省 略 )

2 (省 略)

3 グリーンシート銘柄等の店頭取引の受渡しは、当該店頭取引に係る株券、新株 予約権証券<u>又は</u>新株予約権付社債券をもって行わなければならない。

4~8 (省略)

新	旧
この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施 行する。	

## 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会へ の報告に関する細則」の一部改正について

平成 26 年 11 月 18 日 (下線部分変更)

新

#### (目 的 等)

#### 第 1 条 ( 現行どおり )

2 この細則の規定は、グリーンシート銘 柄及びフェニックス銘柄(以下「グリー ンシート銘柄等」という。)の発行会社等 (グリーンシート銘柄等が株券、新株予 約権証券又は新株予約権付社債券(以下 <u>この項において「株券等」という。)</u>であ る場合の発行会社及びグリーンシート銘 柄が優先出資証券又は投資証券若しくは 新投資口予約権証券(以下「投資証券 等」という。) である場合の発行者をい う。以下同じ。) における会社情報等(グ リーンシート銘柄等が株券等である場合 の会社情報及びグリーンシート銘柄が優 先出資証券又は投資証券等である場合の 発行者情報をいう。以下同じ。) の本協会 への報告について、取扱会員が報告すべ き最低限の内容を定めたものであり、取 扱会員は、この細則の規定を理由とし て、積極的かつ適時、適切な会社情報の 報告を怠ってはならない。

#### 付 則

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施 行する。

#### (目 的 等)

#### **第 1 条** ( 省 略 )

2 この細則の規定は、グリーンシート銘 柄及びフェニックス銘柄(以下「グリー ンシート銘柄等」という。)の発行会社等 (グリーンシート銘柄等が株券等である 場合の発行会社及びグリーンシート銘柄 が優先出資証券又は投資証券である場合 の発行者をいう。以下同じ。) における会 社情報等(グリーンシート銘柄等が株券 等である場合の会社情報及びグリーンシ ート銘柄が優先出資証券又は投資証券で ある場合の発行者情報をいう。以下同 じ。) の本協会への報告について、取扱会 員が報告すべき最低限の内容を定めたも のであり、取扱会員は、この細則の規定 を理由として、積極的かつ適時、適切な 会社情報の報告を怠ってはならない。